

# 令和6年度当初予算案の概要

こども家庭庁

# 令和6年度当初予算案の概要

## <主要事項>

### 第1 こどもの視点に立った司令塔機能の発揮

- 1 こどもまんなか社会の実現

### 第2 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- 1 地域の実情や課題に応じた少子化対策
- 2 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援
- 3 高等教育の無償化

### 第3 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 1 総合的な子育て支援
- 2 地域の子ども・子育て支援
- 3 こどもの安全・安心

### 第4 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 1 こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進等
- 2 児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等
- 3 障害児・医療的ケア児支援等
- 4 こどもの自殺対策

## 第3 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

4兆0,443億円の内数（3兆4,338億円の内数）

子ども・子育て支援新制度の推進による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化の実施、「こども未来戦略」に基づく取組により、こどもを産み育てやすい環境を整備する。

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保などについて、意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。また、放課後児童クラブの受け皿整備やこどもの居場所づくり支援の取組を推進する。さらに、こどもの安全で安心な生活環境の整備の充実を図る。

### 1 総合的な子育て支援

3兆8,169億円（3兆4,115億円）

#### （1）子ども・子育て支援新制度の推進（年金特別会計に計上）【一部社会保障の充実】【拡充】

##### ① 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、すべてのこども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

##### ア 子どものための教育・保育給付等

施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）、地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）、子育てのための施設等利用給付等を実施する。

##### 【主な拡充内容】

##### ◇ 4・5歳児の職員配置基準の改善

「こども未来戦略」に基づき、「4・5歳児の職員配置基準を30対1から25対1へと改善し、それに対応する加算措置(※)を設ける。

これと併せて最低基準の改正（30対1→25対1）を行う（当分の間は従前の基準により運営も可能とする経過措置を設ける。）また、3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準の改正（20対1→15対1）を行う。

(※) チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設は、25対1以上の配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用。

◇地域区分の見直し

令和3年度介護報酬改定の内容を踏まえ、隣接する地域の状況に基づく補正ルールを追加する。

◇主任保育士専任加算等の要件の見直し

0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月（令和5年度に特例の適用があった月を含む）については、要件を満たしたものと取り扱う。

◇主幹教諭等専任加算の見直し

幼児教育センター等と連携した園内研修の実施によっても取得できるよう要件を弾力化する。

◇小学校接続加算の見直し

小学校接続加算を取得するために施設が満たすべき要件を二段階立てとして、下記要件（※）i～iiを満たした場合を一段階目、下記要件i～iiiを満たした場合を二段階目とするとともに、加算額の見直しを行う。

（※）要件

- i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。
- ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
- iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施していること。

◇保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善

令和5年人事院勧告を踏まえた処遇改善に必要な経費を計上する。また、処遇改善等加算に関する提出書類を簡素化。

**イ 地域子ども・子育て支援事業**

利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等、市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

## 【主な拡充内容】

### ◇放課後児童健全育成事業

「こども未来戦略」を踏まえ、新・放課後子ども総合プランによる受け皿の拡大について、加速化プランの期間中の早期に達成できるよう取り組むとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、常勤職員配置の改善等を行う。

### ◇病児保育事業

病児保育の安定的な運営に資するよう、「こども未来戦略」を踏まえ、病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえた基本単価分を引き上げるとともに、当日キャンセル対応加算を本格実施する。

### ◇延長保育事業

1時間の延長保育を実施する場合の平均対象児童数を引き下げるとともに、30分の延長保育を実施する場合の補助基準額の引き上げ等を行う。

### ◇利用者支援事業

令和4年改正児童福祉法施行に伴い、こども家庭センター及び地域子育て相談支援機関の整備を推進するとともに、「こども未来戦略」を踏まえ、こども家庭センターにおける統括支援員の配置にかかる補助を拡大する。

### ◇家庭支援事業

令和4年改正児童福祉法施行に伴い、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の創設等を行うとともに、「こども未来戦略」を踏まえ、子育て世帯訪問支援事業の利用者負担軽減の充実を図る。

## ② 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

### ア 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

### イ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について、利用状況を踏まえて所要見込額を精査するとともに、適切な執行管理のための発行枚数の管理、制度の趣旨を徹底するための周知等を実施する。

### ウ 中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

「新子育て安心プラン」に基づき、中小企業への支援策として、くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する支援を行う。

### ③ 児童手当制度の抜本的拡充

- ・ 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。
- ・ 「こども未来戦略」を踏まえ、以下の抜本的拡充を行う。※次期通常国会に所要の法案を提出予定
  - 1) 次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化するため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について高校生年代まで延長する。
  - 2) 多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とする。

※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とし、自治体の事務負担に配慮した簡素な方法で確認することとする。
  - 3) 支払月を年3回から、隔月（偶数月）の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする。

【令和5年度補正予算】

#### 児童手当拡充に向けたシステム整備 232億円

児童手当の抜本的拡充に向けて地方公共団体が業務システムの改修等を行う場合、改修等に必要な経費を奨励的に助成する。

### ④ 子ども・子育て拠出金に係る事業の拡充

「加速化プラン」の実行に当たり、子ども・子育て拠出金を最大限活用することとし、以下の措置を講ずる。

- ・ 放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、常勤職員配置を改善する。
- ・ 病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえ、基本分単価を引き上げる。
- ・ 0～2歳児に係る保育給付について、人事院勧告を踏まえた処遇改善に必要な額の半分に対応する。

その上で、今後の子ども・子育て拠出金の料率（現行0.36%）については、「加速化プラン」が完了する令和10年度までの間、積立金残高等を踏まえ、現行料率の範囲内で調整する。令和11年度以降についても、その時々々の経済・社会情勢等を勘案しつつ、現行料率の範囲内とすることを念頭に引き続き検討する。

また、企業が賃上げ努力を行う中で、将来に向けた拠出金負担の予見可能性を高めることができるよう、法律に定められた拠出金率の上限を0.45%から0.40%に引き下げることや、法律に定められた0～2歳児に係る保育給付への拠出金の充当割合の上限を1/5から11/50に引き上げるため、子ども・子育て支援法を改正する所要の法律案を次期通常国会に提出する。

【令和5年度補正予算】

**「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進 1億円**

- ①保護者・養育者や関心層向けに、幼児期までのこどもの育ちに関するハンドブックや動画等を作成する。
- ②地域において、こどもの育ちに関する具体的活動を推進するコーディネーター人材を全国的に養成する。
- ③こどもの育ちの質の向上を促進する科学的知見の充実・普及を目的とした調査研究を実施する。

## 2 地域の子ども・子育て支援

2,284億円の内数（2,073億円の内数）

### （1）放課後児童クラブの常勤職員配置の改善や受け皿整備等の推進【拡充】

- ・ 「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、運営費（基本分単価）について、現行の補助基準額に加え「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。
- ・ 人事院勧告や最低賃金の動向を踏まえ、放課後児童支援員等の人件費単価の引き上げを行う。
- ・ 賃貸物件を活用して実施している放課後児童クラブの賃借料支援の補助基準額の引き上げや、待機児童が100人以上発生している市町村等に対する送迎支援について、補助基準額の引き上げを行う。
- ・ 「こども未来戦略」を踏まえ、文部科学省とも連携しつつ、受け皿の拡大を着実に進め、待機児童の解消を図るため、施設整備費の国庫補助率の嵩上げを継続する。
- ・ 放課後居場所緊急対策事業（児童館等において入退館の把握や見守りを行う専門スタッフの配置支援を行う事業）の補助対象範囲を拡大し、学校敷地外だけでなく、学校敷地内で事業を実施する場合においても補助対象とする。

【令和5年度補正予算】

#### 放課後児童クラブの受け皿整備 21億円

- ・ 待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し、国が財政支援することにより、放課後児童クラブの整備を更に加速させる。
- ・ 学校の敷地外で放課後児童クラブを利用するこどもと地域のこどもが共に過ごし交流する場の一体的な整備を推進する。

#### 放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業 8億円

- ・ 放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。

#### （1）こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の構築を円滑に進めるための取組

- ・こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）を効率的に構築していくために、関係業務や情報の処理等についての検討のため調査研究を行う

【令和5年度補正予算】

##### 教育、保育等の場における性被害の防止等の取組の促進 1億円

- ・教育、保育等を提供する業界における性被害の防止等の取組を促進するための先進事例の収集・把握、それらを基にした指針のひな型の作成、これらを周知・啓発するためのコンテンツの作成・広報を検討・実施する。

##### 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援 19億円

- ・保育所等におけるこどもの性被害防止対策のため、プライバシー保護を図るパーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置、保育状況の説明要望等に応えるカメラを活用し保育の内容を記録するなどの取組に対して補助を行う。

#### （2）児童福祉施設や障害児施設等の災害復旧

【令和5年度補正予算】

##### 児童福祉施設や障害児施設等の災害復旧 20億円

- ・災害により被害を受けた児童福祉施設や障害児施設等の速やかな復旧を図るため、各施設における災害復旧事業に要する事業費の一部について支援を行うとともに、災害対応機関における災害情報の共有体制の構築を図る



## (7) 地域におけるこども・若者支援のための体制整備、人材育成

- ・地域において「子ども・若者支援地域協議会」及び「子ども・若者総合相談センター」の設置の促進や機能の向上に資する、地方公共団体の取組を支援する。
- ・困難を抱えるこども・若者を支える相談体制やアウトリーチ（訪問支援）の充実等のため、それらに従事する支援者の養成等を図る。

## 3 障害児・医療的ケア児支援等

4,989億円の内数（4,813億円の内数）

### (1) 質の高い支援の提供【拡充】

- ・児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援を適切に行うことができるための支援を行う。
- ・障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費（児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等）を確保する。また、障害福祉サービス等報酬改定について、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な改定率を確保する。（障害福祉サービス等報酬：+1.12%）

#### 【令和5年度補正予算】

- |                                                                                                        |      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| ○ 地域障害児支援体制強化事業の拡充                                                                                     | 15億円 |
| 児童発達支援センターの機能強化により、地域全体の障害児支援体制を強化するとともに、地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの取組や、乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を推進する。 |      |
| ○ 地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業                                                                           | 1億円  |
| 地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもの発達相談や家族支援を行い、必要な支援につなげる。                               |      |
| ○ 障害児支援事業所における福祉・介護職員の処遇改善                                                                             | 42億円 |
| 必要な障害福祉人材を確保するため、令和6年の民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、障害児支援事業所に従事する職員の更なる処遇改善を行う。                            |      |
| ○ 医療的ケア児等総合支援事業の拡充                                                                                     | 8億円  |
| 医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境を整備し、家族の負担軽減等を実現。                                                              |      |